

再開発担当

愛宕地区第一種市街地再開発事業の認可について

国都市第 114 号
令和 5 年 1 月 20 日

港区長 殿

国土交通大臣 齊藤 鉄夫
(公 印 省 略)

愛宕地区第一種市街地再開発事業に係る施行規程及び事業計画
の認可について (通知)

標記について、下記のとおり施行規程及び事業計画を認可したので通知するとともに、都市再開発法 (昭和 44 年法律第 38 号) 第 58 条第 3 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、別紙のとおり関係図書を送付する。

1. 認可公告

告示番号 国土交通省告示第 3 2 号
告示年月日 令和 5 年 1 月 20 日

2. 関係図書

施行規程及び事業計画 (写し)
官報 (写し)

六(一) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称

(一) 芽室川

次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線、標柱三号と四号を平成二十九年国土交通省告示第三百三十号で指定した同号一の(二)の口に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱四号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を令和四年国土交通省告示第六百三十号で指定した同号四に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道十勝清水町

字羽帯南十三線 九八番二 一号から三号まで

字羽帯南十四線 一〇四番一 五号及び六号

字羽帯南十四線 一〇三番一 四号

○国土交通省告示第三十号

砂防法(明治三十年法律第二十九号)第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十二号)第一条の規定に基づき、告示する。

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称

乙吉川

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十七号を昭和四十年建設省告示第二千九百四十四号で指定した乙吉川に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県長岡市乙吉町

字水尾 四三六一番一 一号及び二号

四三六一番乙 三号

四三五八番一 四号

四三五七番一 五号及び六号

四三五五番一 七号

四三五四番一 八号

四三五二番一 九号

四三五二番一 十号及び十一号

四三一〇番 十二号

四二二八番甲 十三号

四二二五番一 十四号から十八号まで

四二二〇番一 十九号及び二十号

四二一八番一 二十一号及び二十二号

四二一六番二 二十三号

四二一五番二 二十四号及び二十五号

○国土交通省告示第三十一号

砂防法(明治三十年法律第二十九号)第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十二号)第一条の規定に基づき、告示する。

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

一 砂防法第一条の土地に係る河川の名称

中出谷川

和歌山県日高郡日高町大字方杭字中出及び字新出の区域内の土地のうち、次の一点から十八点までを順次結んだ線及び一点と十八点を結んだ線に囲まれた土地の区域

北緯三三度五六分三秒四九六一

東経一三五度〇五分一三秒五〇三二

北緯三三度五六分三秒七九〇五

東経一三五度〇五分一三秒三七二二

北緯三三度五六分三秒三三三六

東経一三五度〇五分一三秒六五八五

北緯三三度五六分三秒三〇六〇

東経一三五度〇五分一三秒〇七九八

北緯三三度五六分三秒三二〇九

東経一三五度〇五分一三秒五七九四

北緯三三度五六分三秒五四二四

東経一三五度〇五分一三秒五四四二

北緯三三度五六分三秒四二四九

東経一三五度〇五分一三秒三五六八

北緯三三度五六分三秒五〇五八

東経一三五度〇五分一三秒〇七〇九

北緯三三度五六分二秒四〇一九二

東経一三五度〇五分一三秒二八〇〇

北緯三三度五六分三秒八四六四

東経一三五度〇五分一三秒八四七五

北緯三三度五六分二秒四二六九四

東経一三五度〇五分一三秒七六九五

北緯三三度五六分二秒五三二六七

東経一三五度〇五分一三秒一四八三

北緯三三度五六分二秒七三四四

東経一三五度〇五分一三秒二三〇八

北緯三三度五六分二秒七三三四

東経一三五度〇五分一三秒五八二六

北緯三三度五六分二秒七三三四

東経一三五度〇五分一三秒五八二六

北緯三三度五六分二秒七三三四

東経一三五度〇五分一三秒五八二六

北緯三三度五六分二秒七三三四

東経一三五度〇五分一三秒五八二六

○国土交通省告示第三十二号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第五十八条第一項の規定により愛宕地区第一種市街地再開発事業の施行規程及び事業計画を認可したので、同条第三項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

一 市街地再開発事業の種類及び名称

愛宕地区第一種市街地再開発事業

事業施行期間

事業計画の認可の公告の日から令和十四年度まで

三 施行地区

東京都港区愛宕一丁目の一部

四 施行者の名称

独立行政法人都市再生機構

五 事務所の所在地

東京都中央区八重洲一丁目三番七号

六 施行規程及び事業計画の認可の年月日

令和五年一月二十日

七 権利交換を希望しない旨の申出又は譲受け希望の申出若しくは賃借り希望の申出をすることができる期限

令和五年二月十八日

○中部地方整備局告示第四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

一 施行者の名称

岐阜県

二 都市計画事業の種類及び名称

平成二十五年中部地方整備局告示第六十二号土岐都市計画道路事業三・五・五号新土岐津線

三 事業施行期間

自平成二十五年九月二十六日至令和十年三月三十一日

四 事業地

取用の部分 変更なし

使用の部分 なし

○中部地方整備局告示第四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

一 施行者の名称

愛知県

二 都市計画事業の種類及び名称

平成三十年中部地方整備局告示第五号東三河都市計画道路事業三・四・二十二号田原中央線

三 事業施行期間

自平成三十年一月二十五日至令和十年三月三十一日

四 事業地

取用の部分 変更なし

使用の部分 なし

○北海道開発局告示第六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和五年一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長 石塚 宗司

1 計画地の位置・地区の概要

愛宕地区は、愛宕山を中心に地区東側は放射第21号線（愛宕下通り）に面し、東京メトロ日比谷線虎ノ門ヒルズ駅や神谷町駅に近い交通利便性の高い約7.7haの地区です。

当地区の北側に位置する環状第2号線の周辺は、国際的なビジネス・交流拠点の形成に向けたまちづくりが進んでおり、「新橋・虎ノ門地区まちづくりガイドライン」において、愛宕山周辺エリアは、これを支えるための国際水準の居住機能の誘導が掲げられています。

当地区は、平成10年に地区計画が都市計画決定され、決定当初はA～D地区に愛宕グリーンヒルズや青松寺等が整備されました。また、I地区では、虎ノ門ヒルズレジデンシャルタワーが令和4年にしゅん工するなど段階的な整備に取り組んできました。

一方、E～H地区は、都市計画公園である愛宕山の環境保全及び斜面の安全確保や、愛宕下通りの拡幅整備が課題となっています。また、緑のネットワークの形成、愛宕下通りの沿道の賑わい創出、愛宕山の貴重な緑を活かした景観形成が図られたまちづくりが求められています。

これらの課題や周辺の開発状況を踏まえ、E～H地区では、愛宕神社の参道と一体となった地区広場や愛宕山の緑を都市に拡張する緑地などのオープンスペースと建築物の一体的な整備をはじめとして、愛宕下通りの拡幅整備や愛宕山の斜面整備等を行い、都市機能の更新及び居住機能を中心とした土地の高度利用を図ります。

2 これまでの主な経緯

- 平成10年 2月 愛宕地区地区計画の都市計画決定
- 平成24年12月 「愛宕山周辺地区まちづくり意見交換会」の開始
- 平成26年 2月 「愛宕山周辺地区まちづくり協議会」の設立
- 平成26年 9月 「F・G地区部会」の設立
- 平成27年 9月 愛宕地区地区計画の都市計画変更（I地区等への区域拡大・地区整備計画策定）
- 令和4年 3月 愛宕地区地区計画の都市計画変更（E・F・G・H地区の地区整備計画策定等）
- 令和4年 6月 愛宕地区第一種市街地再開発事業の都市計画決定
- 令和5年 1月 愛宕地区第一種市街地再開発事業の認可

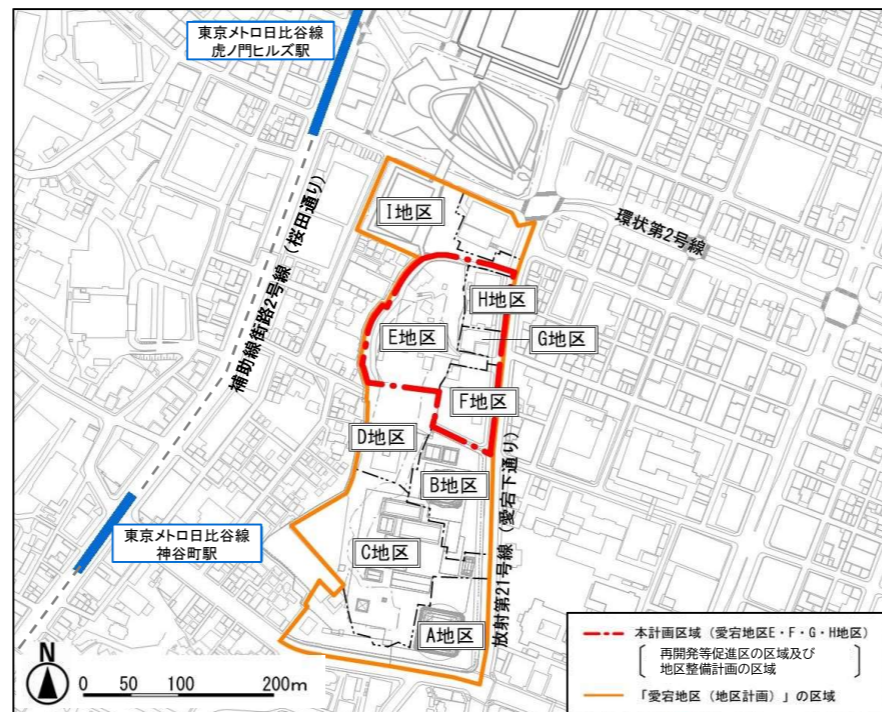
3 今後のスケジュール（予定）

- 令和5年度 権利変換計画認可（F・G地区）
- 令和6年度 F地区着工
- 令和8年度 H地区着工
- 令和10年度 F地区、H地区しゅん工
- 令和12年度 G地区着工
- 令和13年度 G地区しゅん工

4 整備する主な公共施設等

種類	名称	規模	備考	
都市施設	都市計画道路	放射第21号線（愛宕下通り）	幅員：30m（計画） 延長：約170m（計画地部分）	拡幅整備
	地区施設	広場	地区広場1号	約300㎡
地区広場2号		約130㎡	新設	
緑地		緑地1号	約320㎡	新設
		緑地2号	約320㎡	新設（うちG地区内約70㎡、H地区内約250㎡）

【位置図】

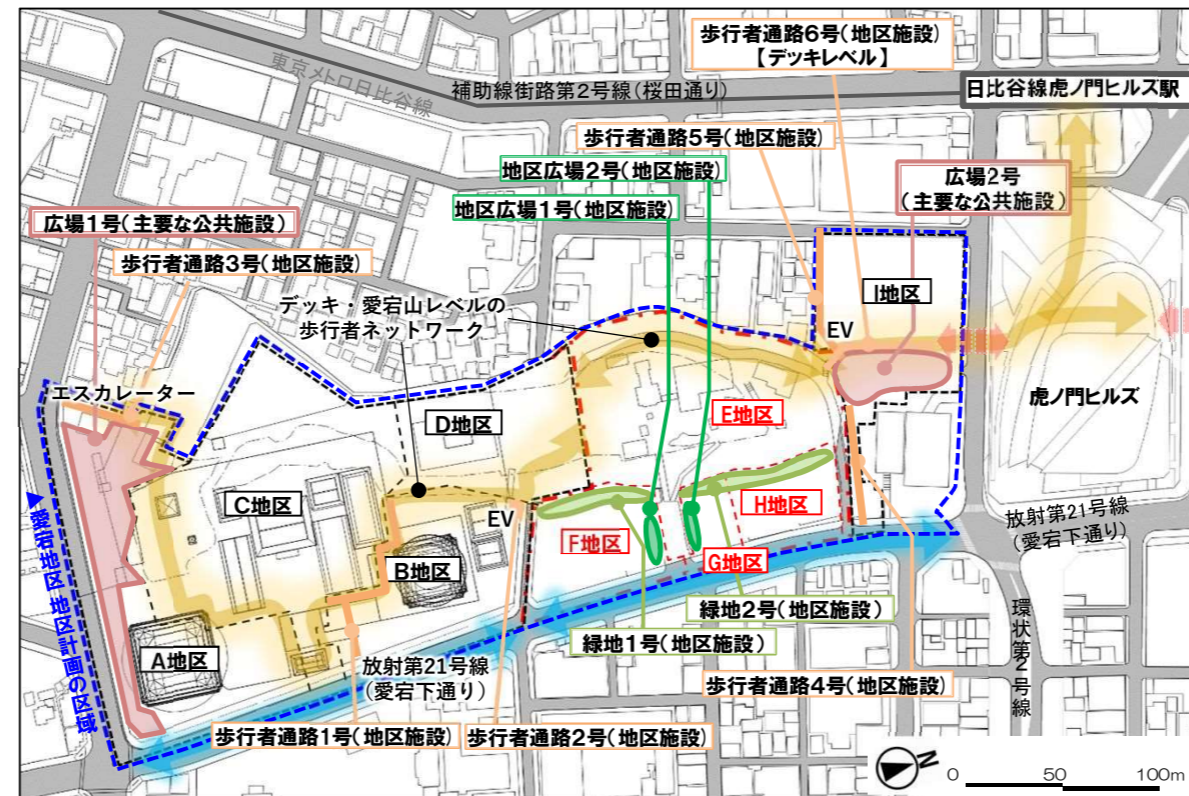


出典：国土地理院ウェブサイト（<https://www.gsi.go.jp/>）※基盤地図情報を加工して作成

5 施設建築物の概要

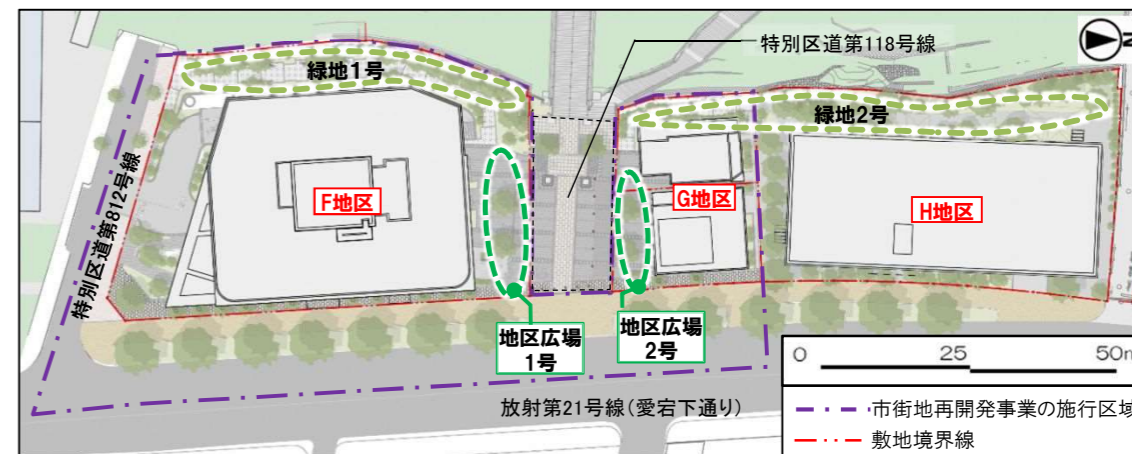
地区名	F地区	G地区	H地区
区域面積	0.5ha	0.1ha	0.3ha
敷地面積	約2,900㎡	約790㎡	約2,110㎡
建築面積	約1,500㎡	約400㎡	約1,210㎡
延べ面積	約55,000㎡	約950㎡	約16,900㎡
階数/ 建築物の高さ	地上43階・地下2階/ 高さ約157m	地上3階/高さ約15m 地上3階/高さ約10m	地上14階・地下1階/ 高さ約50m
主要用途	住宅、事務所、店舗等	店舗、寺院等	住宅、店舗等

【地区内の主な公共施設等】



出典：国土地理院ウェブサイト（<https://www.gsi.go.jp/>）※基盤地図情報を加工して作成

【配置図】



【イメージパース（愛宕下通りから参道を望む）】



【断面図】

